

	感染症の種類	出席停止期間 ※登校を再開する際に治療証明書や登校許可書の提出は必要ありません。
第一種	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ出血熱 痘そう・南米出血熱・ペスト急性灰白髄炎(ポリオ)・ジフテリア・急性呼吸器症候群(SARS) 吸 器症候群(MERS)・特定鳥インフルエンザ・新型 インフルエンザ	治癒するまで
第二種	インフルエンザ	発症した後、5日を経過し、かつ解熱した後 2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症した後、5日を経過し、かつ症状が軽快した後1 日を経過するまで「症状が軽快」とは解熱剤を使用せ ずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日 を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消退した2日 後を経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス パラチフス腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎	症状により学校医、その他の医師において 感染のおそれがないと認められるまで
その他の 感染症	感染症胃腸炎・サルモネラ菌・ マイコプラズマ感染症・溶連菌感染症 伝染性紅斑・RSウイルス感染症・手足口病 ヘルパンギーナ	